

令和7年度（7月申請）

高等学校等就学支援金・高校生等臨時支援金

紙申請の手引き

- 授業料を国が生徒に代わり負担する制度です。（返還不要）
- 要件を満たした全世帯が対象となります。（2ページ参照）
- ※1 所得金額が基準額未満の場合は就学支援金が支給され、所得金額が基準額を超過した場合には、高校生等臨時支援金が支給されます。
- ※2 直接支給を受けるものではありません。高校等に納入すべき授業料を、国が生徒に代わり納入するものです。
- ※3 申請しない場合は、授業料を納入する必要があります。
必ず就学支援金と臨時支援金の両方を申請してください。

支給を受けるためには、
必ず申請が必要です。



埼玉県マスコット

「コバトン」「さいたまっち」

【紙申請方法】

次の①～③を提出用封筒に入れ、学校が指定する日までに学校へご提出ください。

〈提出書類〉

- ① 高等学校等就学支援金受給資格認定申請・届出書 ※必須
- ② 保護者等の収入状況等を確認できる書類（3ページ参照） ※必須
- ③ 高校生等臨時支援金申請意向及び同意について ※必須
- ④ 該当する場合に必要な書類 ※該当する場合のみ提出

以下のいずれかに該当する場合、4ページに記載する必要書類をご提出ください。

- ア 生活保護法による生活扶助を受けている場合
- イ 親権者以外で生徒の生活費を負担している生計維持者がいる場合
- ウ 入学時、生徒が成人している場合
- エ 過去に別の高等学校等に在学し、就学支援金を受給していた場合
- オ 令和7年度に別の高等学校等に在学し、就学支援金もしくは臨時支援金を受給していた場合

1 就学支援金・臨時支援金の支給額

支給される金額は、在籍する課程により異なり、原則として授業料の金額と同額です。

課程	支給額
全日制課程	9, 9 0 0 円（月額）
定時制課程（単位制による課程を除く）	2, 7 0 0 円（月額）
定時制課程（単位制による課程）	1, 7 4 0 円（1 単位につき）
通信制課程	3 3 0 円（1 単位につき）

※ 定時制課程（単位制による課程）及び通信制課程においては、履修単位数に応じて就学支援金が授業料に充てられます。在学期間中最大 74 単位（臨時支援金は今年度中最大 18 単位）まで支給を受けることができます。

※ 今回の申請で支給される就学支援金は、令和7年7月～令和8年6月分の授業料です。（臨時支援金は令和8年3月分までとなりますので、4月分以降の手続きは改めて御案内いたします。）在学期間中継続して就学支援金の支給を受けるためには、各年度の7月以降に案内をする申請が再度必要です。（再度の申請が不要となる申請方法もあります。3 ページをご参照ください。）

2 対象となる方

次の①～③のすべての要件に該当する方が対象です。

なお、対象とならない方が申請した場合でも、ペナルティ等は発生しません。

- ① 生徒本人が国内に住所を有していること。
- ② 高等学校等を卒業又は修了していないこと。
- ③ 高等学校等の在学期間が通算で３６月（定時制課程・通信制課程は４８月）を超えていないこと。

上記要件に該当する方について、原則保護者（親権者）全員分の所得を確認し、就学支援金、臨時支援金のいずれかの支給が決定します。

保護者の所得が基準額未満→就学支援金の支給

// 以上→臨時支援金の支給

※ 基準額は、保護者（親権者）の「課税標準額（課税所得額）× 6 % - 市町村民税の調整控除の額*」が 304,200 円。（世帯年収の目安は約 910 万円です。）

* 政令指定都市の場合は、「調整控除の額」に $3/4$ を乗じて計算する。

※ どのような世帯構成であっても、基準額となる金額（304,200円）は変わりません。

3 提出書類

① 高等学校等就学支援金受給資格認定申請・届出書 **※必須**

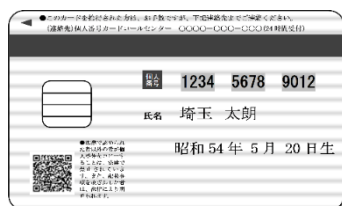
記入例（9・10ページ）を参照し、必要事項を記入してください。

② 収入状況等を確認できる書類（以下ア、イのいずれか1点） **※必須**

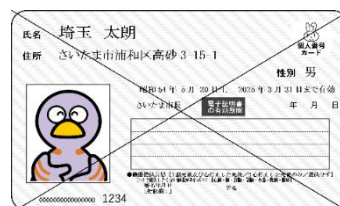
ア 「マイナンバーカード」（裏面）の写し

原則として、マイナンバー等*の提出をお願いします。

- 保護者全員分のマイナンバーが記載された面を台紙（11ページ参照）に貼り付けてください。



マイナンバーカード（裏面）



※ 表面は貼り付けません。

* マイナンバーカードの代わりに以下の書類のいずれかの提出も可能です。

- マイナンバーが記載された住民票（写し可）
※ 保護者以外のマイナンバーを黒塗りして提出してください。
- マイナンバー通知カードの写し
※ カードに記載されている住所・氏名が申請時点と異なる場合は、
マイナンバーが記載された住民票を提出してください。

マイナンバーを提出して就学支援金の受給資格が認定となった場合は、**毎年度の申請が不要になります。**

保護者全員分のマイナンバーの提出をお勧めします！



埼玉県マスコット

「コバトン」「さいたまっち」

イ 「課税証明書*1」

マイナンバー等の提出が難しい場合には、市町村が発行する**令和7年度**課税証明書又は納税通知書（写し可）を提出ください。

～課税証明書を準備するうえでの留意点～

市町村が発行する課税証明書には、就学支援金受給資格の審査に必要な額*2 が記載されていない場合があります。

記載されていない場合は、「高等学校等就学支援金に係る課税証明書の補足様式」（8ページ参照）が別途必要となります。役場の窓口でお求めください。

- *1 勤務先から送付される「給与所得等に係る市町村民税・道府県民税 特別徴収税額の決定・変更通知書」を所得確認書類として提出することはできません。
- *2 就学支援金受給資格の審査に必要な額とは、課税標準額（課税所得額）や市町村民税の調整控除の額です。

③ **高校生等臨時支援金申請意向及び同意について** **※必須**
記入例（13ページ）を参照し、必要事項を記入してください。

④ **該当する場合に必要な書類** **※該当する場合のみ提出**

以下のいずれかに該当する場合は、それぞれに必要な書類をご提出ください。

ア 令和7年1月1日現在、生活保護法による生活扶助を受けている場合

【必要書類】福祉事務所が発行する生活保護受給証明書（世帯全員の記載が必要）

イ 親権者以外が生徒の生活費を負担している生計維持者がいる場合

【必要書類】扶養誓約書 ※学校事務室でお求めください。

（記入例（12ページ）を参照し、必要事項を記入してください。）

ウ 入学時、生徒が成人している場合

【必要書類】扶養誓約書 ※学校事務室でお求めください。

（記入例（12ページ）を参照し、必要事項を記入してください。）

エ 過去に別の高等学校等に在学し、就学支援金を受給していた場合

【必要書類】在籍していた高等学校等から送付される就学支援金受給資格消滅通知

オ 令和7年度に別の高等学校等に在学し、就学支援金もしくは臨時支援金を受給していた場合

【必要書類】①高等学校等就学支援金及び高校生等臨時支援金受給状況報告書

②前籍校での就学支援金（もしくは臨時支援金、もしくはその両方）
支給決定書の写し

※報告書の様式は、学校事務室でお求めください。

（記入例（14ページ）を参照し、必要事項を記入してください。）

※過去に在籍していた高校が埼玉県内の公立高校（埼玉県立高校または埼玉県内の市立高校）の場合は、提出を省略することができます。

4 保護者等が申請書類を持参または郵送する場合の証明書

保護者等のマイナンバーカード（写）等を提出する際に、保護者等の身元確認書類を提示又は提出する必要があります。（生徒が学校へ持参する場合は不要です。）

- ・持参する場合 → 書類を提出する際に、身元確認ができる証明書等を提示してください。
- ・郵送する場合 → 身元確認ができる証明書等の写しを申請書類と併せて提出してください。

保護者等の身元確認ができる証明書等	
マイナンバーカードをお持ちの方	マイナンバーカード（個人番号カード）の表面
マイナンバーカードをお持ちでない方	顔写真付身分証明書（次の①～⑤の書類から1点） ① 運転免許証又は運転経歴証明書 ② 旅券（パスポート） ③ 身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳、療育手帳 ④ 在留カード、特別永住者証明書 ⑤ その他、本人の写真表示がある身分証明書等で個人識別事項の記載があるもの ※ ①～⑤の書類をお持ちでない場合は、以下の書類から2点 年金手帳、児童扶養手当証書、特別児童扶養手当証書

5 よくある質問と回答

質問① 所得の要件を満たしているか自分で確認する方法はありますか？

- 所得の要件は、「課税標準額（課税所得額）× 6 % - 市町村民税の調整控除の額」が、304,200円未満の世帯となります。
- 課税標準額（課税所得額）及び市町村民税の調整控除の額は、マイナポータル又は市町村が発行する課税証明書等で確認することができます。

質問② 申請をするうえで、気を付けることはありますか？

- 以下の場合には保護者等の税額を確認できません。
 - マイナンバーを提出した場合でも、以下に該当する場合は、保護者等の税額を確認することができず、審査が大幅に遅れることがあります。
 - ① 住民税の申告（令和6年1月～12月分）をしていない場合
→ 保護者全員分の税申告が必要です。（生活保護受給の場合を除く。）
 - ② 課税地（令和7年1月1日時点の住所）の申請内容に誤りがある場合
→ 申請の際に「個人番号カード貼付台紙」（11ページ参照）に課税地を正しく記入する必要があります。

質問③ 審査の結果はいつ分かりますか？

- 就学支援金の審査結果は、一番早い場合で、10月中旬以降に学校を通じて送付する予定です。また、臨時支援金の審査結果は、一番早い場合で、11月下旬以降に学校を通じて送付する予定です。なお、審査状況や審査結果をオンラインでも確認することができます。（e-Shien へのログインが必要です。）
- 審査においては、申請者様一人ひとり所得要件を確認するため、人によって審査結果の送付時期が異なります。
- また、以下に該当する場合、申請内容の追加確認や書類の追加提出が必要となる場合があります。

- ・ 申請に必要な情報の未記載や誤り等、申請内容に不備があった場合
- ・ 過去に別の高等学校等に在籍しており、在籍状況の確認等が必要となる場合
- ・ マイナンバーで税額を確認できなかった場合
- ・ その他、審査に当たり疑義が生じた場合

質問④ 公立高校の授業料は無償ではないのですか？

- 授業料無償の対象となるためには、高等学校等就学支援金の申請が必要です。また、本制度は所得制限があります。(世帯年収目安約 9 1 0 万円)
- 所得基準を超過したことにより就学支援金を受給できない方を対象に、高校生等臨時支援金制度がございます。所得金額が基準額未満の場合には就学支援金が支給され、所得金額が基準額を超過した場合には、高校生等臨時支援金が支給され、納入すべき授業料を国が生徒に代わり負担します。(授業料が無償となります。)

授業料が無償になるには、必ず就学支援金と臨時支援金の両方を申請する必要があります。詳しくは 3 ページ及び 4 ページを御覧ください。

(別紙1)

埼玉 太郎 殿
(氏名)

高等学校等就学支援金に係る課税証明書(補足)

高等学校等就学支援金の支給に関する法律その他の関係法令に基づき実施される、高等学校等就学支援金の支給に関して、その申込等の手続きのため照会があった事項のうち、添付の課税証明書等に記載のない以下の事項(マイナンバー制度において情報連携を行うデータ項目等を定めた「データ標準レイアウト様式B-002(地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報)」における定義によるものとします。(本人該当区分のうち「未成年」を除く。))については、下記の通りです。

令和 7 年度(令和 6 年分)の所得等

- 課税所得額(課税標準額) _____ 円
- 合計所得金額 _____ 円
- 総所得金額等 _____ 円
- 扶養親族の合計 _____ 人 (※同一生計配偶者を含む)
(内、16歳未満扶養者数 _____ 人)
- 本人該当区分 ※以下のうち、該当するものに○
特別障害 その他の障害 寡婦 ひとり親
勤労学生 未成年

(税額控除 内訳)

- 調整控除の額 _____ 〇, 〇〇〇 円

※ 市町村民税相当

日付 令和 ____ 年 ____ 月 ____ 日
市区町村名 _____
担当部局課名 _____

公印※省略可

※ お住まいの市町村により一部様式が異なる場合があります。

就学支援金申請書記入例（表）

7 月中の日付を記入します。

令和 7 年 7 月 8 日

※ 太枠内は生徒本人が署名してください。保護者等による代筆も可能です。

生徒が在学する学校の名称		課程	学科
埼玉県立埼玉高等学校		全日制・定時制・通信制	普通 科
学年・組・番号	1 年 1 組 1 番		
ふりがな	さいたま いちろう		
生徒の氏名	埼玉 一郎		

生徒の生年月日	平成 21 年 11 月 14 日	保護者等の電話番号	090-0000-XXXX
保護者等の電子メールアドレス	000000 @ XXXXX.ne.jp		
生徒の住所	〒 330-9301 埼玉県 さいたま市 浦和区高砂 3-15-1		

以下の 3 つのうち、就学支援金の認定を受けていない場合は、こちらに☑をします。

☒ 支給資格認定申請書（初回時）	高等学校等就学支援金の受給資格の認定を申請します。
☐ 収入状況届	既に就学支援金の認定を受けている場合は、こちらに☑をします。
☐ 不申請の申出書	高等学校等就学支援金の受給資格の認定を申請しません。（授業料を納付する必要があります。）
※ 申請しない理由	☐ 「課税標準額×6%－市町村民税の調整控除の額」が 304,200 円以上のため。 ☐ その他（ ）

※ 不申請の申出書に☑をする場合（申請をしない場合）は、以下の欄の記入は不要です。

次の事項を必ず確認 申請をする場合は、記載事項を確認のうえ、必ず☑をしてください。

☒ 1 この申請書に虚偽の記載をして提出し、就学支援金の支給をさせた場合は、不正利得の徴収や 3 年以下の拘禁刑又は 100 万円以下の罰金等に処されることがあることを承知しています。
☒ 2 この申請書又は届出書に虚偽の記載をして提出し、就学支援金の支給をさせた場合は、不正利得の徴収や 3 年以下の拘禁刑又は 100 万円以下の罰金等に処されることがあることを承知しています。

現在の高校の在籍状況について記入します。

上の注意」及び「留意事項」をよく読んでから記入してください。

高等学校等の在学期間	埼玉県 立 埼玉 高等学校	令和 7 年 4 月 8 日～ 【うち支給停止（休学）期間】 年 月 日～ 年 月 日	学校の種類・課程・学科 高等学校（全日制）
②過去に別の高等学校等に在学していた期間	立	年 月 日～ 年 月 日 【うち支給停止（休学）期間】 年 月 日～	学校の種類・課程・学科
③過去に別の高等学校等に在学していた期間	立	年 月 日～ 年 月 日 【うち支給停止（休学）期間】 年 月 日～	

過去に他の高等学校等に在学していた場合は、忘れずに記入してください。

※ 次のいずれかに該当する者は、就学支援金の受給資格認定の申請ができません。
・高等学校等（修業年限が 3 年未満のものを除きます。）を卒業又は修了した者
・高等学校等に在学した期間が通算して 3 6 月（定時制・通信制の場合は 4 8 月）を超えた者（ただし、就学支援金の支給停止（休学）期間は含めません。）

就学支援金申請書記入例（裏）

【2 保護者等の収入の状況について】

(1) 就学支援金の支給を受けようとする時期の区分

☐ 4月～6月（個人番号カードの写し等又は令和6年度の課税証明書等を添付）	☒ 7月～翌年6月（個人番号カードの写し等又は令和7年度の課税証明書等を添付）
--	---

(2) 申請又は届出時点における保護者等の状況及び添付する個人番号カードの写し等又は課税証明書等については次のとおりです。（次の①から⑧まで）

(2) - 1 次の保護者等の個人番号カードの写し等又は課税証明書等を添付する状況	
① ☒ 親権者（両親）2名分 生徒が未成年（18歳未満）	父母両方のマイナンバーカード（写）等を提出する場合は、こちらに☑をします。
② ☐ 親権者1名分（②に該当する場合は、次のいずれかに☑を付けてください。）	
☐ （課税証明書等を提出する場合のみ選択可）親権者の1名が控除対象配偶者であり、市町村民税所得割を課されたとしても所得制限の要件を満たさない場合 ☐ 親権者の1人が課税期日の属する年度に個人番号の指定を受けていない場合 ☒ 離婚、死別等により親権者が1名となる場合 ☐ 親権者が存在するものの、課税証明書等を提出できない場合	
③ ☐ 未成年後見人1名分 親権者が存在せず、未成年後見人が法人である場合	
④ ☒ 生徒の生計をその収入で支える場合 （生徒が在学中に成年（18歳）となった場合）	保護者1名分のマイナンバーカード（写）等を提出する場合は、②のうちいずれかに☑をします。 （例）離婚、死別等により保護者が1名の場合は、こちらに☑をします。
⑤ ☐ 主たる生計維持者 （課税証明書等を提出する場合、又は個人番号の指定を受けていない場合）	
⑥ ☐ 生徒本人 ・生徒が未成年である場合 ・入学時点で生徒が未成年である場合 ・生徒が成人である場合 ・生徒が成人であるが、主たる生計維持者がいない場合	生徒が在学中に成年（18歳）となった場合で、父母いずれか1名のマイナンバーカード（写）等を提出する場合は、⑤のいずれかに☑をします。 生徒が成年となる前の時点の保護者が1名の場合は、こちらに☑をします。
⑦ ☐ 所得確認の対象が生徒本人（親権者、未成年後見人又は主たる生計維持者のいずれも存在しない場合等）であるが、未成年で市町村民税所得割を課されるだけの収入を得ていない場合 例：児童相談所、児童養護施設、里親、ファミリーホーム等	
⑧ ☐ 親権者、未成年後見人、主たる生計維持者又は生徒本人の全員が、課税期日に日本国内に在住していないなど市町村民税所得割を課されていない場合、又は個人番号の指定を受けていない場合	

個人番号カードの写し等又は課税証明書等を提出する場合は不要です。）

氏名 (ふりがな) さいたま たらう 埼玉 太郎	父	氏名 (ふりがな)	
--------------------------------	---	--------------	--

※ 以下のいずれかに該当する場合には、支給額が変更となることがありますので、必ず学校に連絡してください。

- ・収入の修正申告や税額の更正決定による課税標準額又は市町村民税の調整控除の額の変更があった場合
- ・離婚・死別、養子縁組等による保護者等の変更があった場合

【3 確認事項】（次の事項を必ず確認してください。）

- ・高等学校等就学支援金を授業料に充てるとともに、就学支援金の支給に必要な事務手続を学校設置者に委任することを了承します。
- ・高等学校等就学支援金の申請に係る授業料の取扱いについては、徴収猶予を希望します。
- ※ 審査の結果、高等学校等就学支援金の受給資格が不認定となった場合は、高校生等臨時支援金を申請してください。
- ※ 明らかに高等学校等就学支援金の支給がないと見込まれる場合は、徴収猶予ができないことがあります。

個人番号カード（写）貼付台紙記入例

マイナンバーカード（写）等を提出する保護者の氏名及び生年月日を記入します。

保護者2名分のマイナンバーカード（写）等を提出する場合は、2名それぞれの氏名及び生年月日を記入します。

個人番号カード（写）等貼付台紙

高等学校等就学支援金認定申請等のため、保護者等の個人番号を 1 名分提出します。

また、認定手続きに当たって、埼玉県が地方税関係情報を取得することに同意します。

学校名	課程	学科	学年	組	番号
埼玉県立埼玉高等学校	全日制 定時制 通信制	普通科	1	1	1

生徒	ふりがな	姓	さいたま	名	いちろう
	氏名	埼玉		一郎	
	生年月日	昭和 平成	21	年	11 月 14 日
住所					
〒 [] - [] [] [] 埼玉県 さいたま市 浦和区高砂3-15-1					

保護者等 ①	ふりがな	姓	さいたま	名	たろう	
	氏名 (同意者署名)	埼玉		太郎		
	生年月日	昭和 平成	54	年	5 月 20 日	
	生徒との続柄	親権者(父・母) その他()				
	住所	〒 [] [] [] [] [] [] 令和7年1月1日現在、上記生徒住所と異なる場合のみ記入してください。				
☐ 令和7年1月1日時点で日本国内に在住していない、又は個人番号の指定を受けていない。						

●このカードを紛失された方は、お手数ですが、下記連絡先までご連絡ください。
(連絡先) 個人番号カードコールセンター 0800-000-0000(24時間受付)

個人番号 1234 5678 9012
氏名 埼玉 太郎
昭和54年5月20日生

●このカードを紛失された方は、お手数ですが、下記連絡先までご連絡ください。
(連絡先) 個人番号カードコールセンター 0800-000-0000(24時間受付)

保護者等 ②	ふりがな	姓		名		
	氏名 (同意者署名)					
	生年月日	昭和 平成		年		
	生徒との続柄	親権者(父・母) その他()				
	住所	〒 [] [] [] [] [] [] 令和7年1月1日現在、上記生徒住所と異なる場合のみ記入してください。				
☐ 令和7年1月1日時点で日本国内に在住していない、又は個人番号の指定を受けていない。						

令和7年1月1日時点の住所を記入します。
転居等で現在の住所と課税地が異なる場合は、誤りのないよう記入をお願いします。

※ 個人番号が記載されている面(裏面)を上にして貼り付けてください。

注) 個人番号カードの写しが提出できない場合は、個人番号が記載された住民票の写し又は住民票記載事項証明書等をこの台紙と合わせて提出してください。

上記の保護者のみが記載された住民票等にししてください(保護者以外の個人番号は載せないこと)。

扶養誓約書記入例

提出が必要なのは、親権者以外で生徒の生活費を負担している生計維持者がいる場合と入学時、生徒が成人している場合です。

様式 5 6

7 月中の日付を記入します。

令和 **7** 年 **7** 月 **8** 日

扶 養 誓 約 書

埼玉県教育委員会 殿

扶養者（保護者）の住所と扶養者の氏名を記入します。

扶養者住所：**埼玉県さいたま市浦和区高砂3-15-1**

扶養者氏名：**埼玉 太郎**

記載事項を確認のうえ、必ず☑をしてください。

以下の事項を必ず確認の上、全ての口にレ印及び必要事項を記入してください

- ☑ この誓約書の記載内容は、事実と相違ありません。
- ☑ この誓約書に虚偽の記載をして提出し、就学支援金の支給をさせた場合は、不正利得の徴収や3年以下の懲役又は100万円以下の罰金等に処されることがあることを承知しています。

私と下記の者は、健康保険法等における扶養者と被扶養者の関係と同等の関係にあることを誓約します。

生徒氏名と保護者から見た生徒の続柄を記入してください。

対象生徒氏名 (被扶養者氏名)	埼玉 一郎
被扶養者との続柄 (注)	子

(注) 扶養者から見た被扶養者との続柄を記載してください。

臨時支援金申請意向・同意記入例

7月中の日付を記入します。

令和7年 7月 8日

埼玉県教育委員会 宛

高校生等臨時支援金申請意向及び同意について

以下の欄に生徒本人が署名してください。保護者等による代筆も可能です。

生徒が在学する 学校等の名称	埼玉県立埼玉高等学校		
課程	全日制・定時制・通信制	学科	普通 科
学年・組・番号	1年	1組	1番
ふりがな	さいたま いちろう		
生徒氏名	埼玉 一郎		

生徒の生年月日	平成21年 11月 14日	保護者等の 電話番号	090-0000-xxxx
保護者等の 電子メールアドレス	000000 @ xxxxx.ne.jp		
生徒の住所	〒330-9301 埼玉県 さいたま市 浦和区高砂3-15-1		

(1) 高校生等臨時支援金

次の2つの口

授業料補助を希望する場合は、こちらに☑をします。



①臨時支援金を申請したいので、受給資格の認定を申請します。



②臨時支援金を受ける意思がないので、受給資格の認定は申請しません。(授業料を納入していただく必要があります。)

※①にレ印を付けた場合は、(2)についても回答してください。

(2) 臨時支援金受給資格認定

付けてください

申請をする場合は、記載事項を確認のうえ、必ず☑をしてください。



臨時支援金の認定事務のため、私の高等学校等就学支援金の認定や受給状況に係る情報を利用することに同意します。



学校設置者が、私に支給される臨時支援金を代理受領することに同意します。



臨時支援金を授業料に充てるとともに、臨時支援金の支給に必要な事務手続きを学校設置者に委任することを同意します。

受給状況報告書記入

7 月中の日付を記入します。

令和 7 年 7 月 8 日

埼玉県教育委員会 宛

高等学校等就学支援金及び高校生等臨時支援金受給状況報告書

次のとおり、高等学校等就学支援金及び高校生等臨時支援金の受給状況を報告します。

※過去に在籍していた高校が、埼玉県内の公立高校（埼玉県立高校または埼玉県内の市立高校高校）の場合は、提出不要です。

以下の欄に生徒本人が署名し

現在生徒が在学する 学校等の名称	埼玉県立埼玉高等学校		
課程	☒ 全日制	☐ 定時制・通信制	学科 普通 科
学年・組・番号	1 年	1 組	1 番
ふりがな	さいたま いちろう		
生徒氏名	埼玉 一郎		

生徒の生年月日	平成 2 1 年 1 1 月 1 4 日
生徒の住所	〒 3 3 0 - 9 3 0 1 埼玉県 さいたま市 浦和区高砂 3 - 1 5 - 1

高等学校等就学支援金 及び高校生等臨時支援 金の支給があった高等 学校等の名称及び課程	学校等の名称	埼玉県立さいたま高等学校
	高等学校の 課程	☒ 全日制 ・ ☐ 定時制 ・ ☐ 通信制 ※該当する課程等を○で囲んでください
	授業料の形態	☒ 定額授業料 ・ ☐ 単位制授業 ※該当する授業料の形態を○で囲んでください

①令和 7 年度における高 等学校等就学支援金 の受給状況	受給対象期間	年 月 から 年 月
	受給額	円
②令和 7 年度における支 給されている高校生 等臨時支援金の受給 状況	受給対象期間	令和 7 年 4 月から 令和 7 年 6 月
	受給額	2 9 , 7 0 0 円

※「受給額」には、高等学校等就学支援金又は高校生等臨時支援金の支給決定通知書により通知されている支給額を記入してください。また、同支給決定通知書の写しを添付してください。

※既に支給決定されている高等学校等就学支援金と高校生等臨時支援金の合計額が 118,800 円(公立高等学校又は公立校の後期課ができません)
※複数の学校に在籍している場合は、この様式を作成し、提出してください。

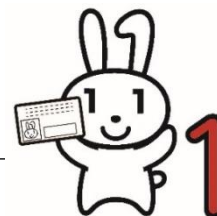
令和 7 年度に別の学校で、就学支援金又は臨時支援金を受給していた場合は、記入してください。

〈マイナンバーの利用目的〉

マイナンバー（個人番号）は、高等学校等就学支援金の審査に必要となる課税標準額（課税所得額）及び市町村民税の調整控除の額の確認に使用します。

その他、以下の制度の申請をする場合は、その審査にマイナンバーを使用します。

- ・ 埼玉県立高等学校の授業料及び入学料の減免制度
- ・ 埼玉県国公立高等学校等奨学のための給付金制度
- ・ 高等学校学び直し支援金制度
- ・ 高等学校専攻科修学支援金制度



マイナンバーPR キャラクター
「マイナちゃん」

お問い合わせ

高等学校等就学支援金制度の概要及び申請方法に関するよくあるお問い合わせは、本しおりや埼玉県ホームページに掲載しています。

以上の内容をご確認いただいた上で問題が解決しない場合は、下記のお問い合わせ先に直接お問い合わせください。

以下のいずれかへお問い合わせください。

① **生徒が通う学校の事務室**

② **埼玉県高等学校等修学支援制度事務局**

問い合わせ先：電話 048-711-7012 FAX 048-833-0497

住所 〒330-9301 さいたま市浦和区高砂 3-15-1

受付時間：8時30分から17時00分まで（土日祝日、年末年始を除く。）

※3月、4月、7月、9月、11月、1月は、

8時30分から18時45分まで（土日祝日、年末年始を除く。）

埼玉県 就学支援金 国公立

検索



埼玉県ホームページはこちら